

京都市交通局管理規程第7号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第1条中「、休息时间」を削る。

第5条を削除する。

第12条第1項中「又は老齡」を「、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害」に、同条第2項中「3日」を「3回」に改める。

附 則

この改正規程は、平成20年1月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)